

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約(天王公園ロッキング遊具外5箇所)	No.5200565
工（納）期	令和 6 年 1 0 月 1 1 日	
契約締結日	令和 6 年 8 月 1 5 日	
契約金額	1, 8 4 8, 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	大永ドリーム株式会社 (法人番号：6070001001885)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	修繕契約(天王公園ロッキング遊具外5箇所)
指名業者 (案)	名 称 大永ドリーム株式会社 所在地 群馬県前橋市鳥取町 1 5 8 - 7 代表者 代表取締役 登丸 桂司
特命理由	本件は、天王公園外5箇所のロッキング遊具について、定期点検により本体に破損が確認されたため、本体の交換修繕を実施するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ①上記業者は当該複合遊具の製造業者であり、構造や特徴を熟知していることから、最も確実かつ効率的な履行が期待できる。 ②当該設備に事故等が発生した際の責任の所在を明確にし、遊具の安全性を確実に担保するためには、本件に必要な専用部材を唯一保有している上記業者が本件を受託することが望ましい。 ③また、上記業者は過去にも区内の公園に設置しているロッキング遊具の修繕を受託しており、その履行状況は良好であった。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)